

加古川市立八幡小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめに対する基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

（いじめ防止の基本方針）

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- (5) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携協力して対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。また、児童が安心して生活できる「居場所づくり」とともに、互いに認め合い心のつながりを感じ合える「絆づくり」を進める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ①学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしないさせない見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ②いじめ防止ポスター・標語等を掲示する。
いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニットの充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④9月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ防止に向けての啓発活動を実施する。
- ⑤児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめについての理解を深めるために、「インターネットトラブル防止講座」を開催し、人権や情報モラルについて学習を行う。
- ⑥道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ①一人一人が活躍できる学習活動。
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動を工夫する。
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動を充実する。
 - ・9月をいじめ防止啓発月間として、児童会による「なかよし集会」を実施する。
- ②コミュニケーション能力の育成。
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成。
年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④体験活動の推進。
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど心の教育の充実を図る。

（3）インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握する。

- ①インターネットトラブル防止講座を開き、保護者にも参加を呼びかける。

- ②情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、および児童・保護者への啓発に努める。
- ③インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や子どもの人権110番（法務局）等の専門的な機関と連携し、対応していく。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ①「学校生活アンケート」で児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、生活適応推進委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ②「心の相談アンケート」を年2回実施し、調査後に教育相談週間を設けていじめの早期発見に努める。いじめが疑われる場合には、いじめ対策委員会等を通じて情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ③教育相談コーディネーターを中心とした教育相談推進体制の充実を図る。
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談日を周知し、相談しやすい体制を作る。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を深め、心理的、福祉的な視点による支援を行う。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の対応にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告すると共に、いじめの事実が確認できた場合には、双方への早急な対応を行う。
- ③観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであるということを指導する。
- ④少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
- ⑤児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑦いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

(3) 学校と家庭が協力して、いじめ防止対応にあたる。

- ①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ②学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」

①いじめ

いじめ対策に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教務担当者、生徒指導、学年主任、養護教諭、児童支援教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等からなる「いじめ対策委員会」を開催する。

(2) 「学校生活適応推進委員会」

①不登校

欠席日数が多い児童が認められた場合、管理職、教務担当者、不登校担当、学年主任、養護教諭、児童支援教員等で、情報共有や対応についての協議をする。

②生活指導

気になる児童について、管理職、教務担当者、生徒指導、学年主任、養護教諭、児童支援教員等で情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身又は財産重大事態や、不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

- (1) 学校評価を活用
いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関する位置付ける。
- (2) 学校運営協議会を活用
学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。